

車両損害サポート特約制度

車両損害サポート特約制度とは

当社は、お客様の万一の事故発生に備え、お客様の負担を軽減するために、独自に特約制度を確立し、事故による車両賠償や盗難された場合などに対応致します。レンタカーを御利用いただくあらゆるお客様の多様なニーズに対し、総合的なサポートを行っております。

◀1▶ サポート対象となる事故（損害）について

レンタル車両の貸出期間中における下記の事由による破損事故・盗難事故の損害を対象とします。

- ・ 運行中の車両交通事故
- ・ 盗難（警察の証明書が必要）

◀2▶ サポート対象とならない事故（損害）について

レンタル期間中における下記の事由による破損事故や盗難事故の損害は対象となりません。

- (1) 使用者の所属会社敷地内、現場内での作業による損害 (1) 例
- (2) 使用者等の故意・重過失による損害
- (3) 飲酒、無免許、無資格、麻薬の服用等の使用者の不正行為による事故の損害
- (4) 警察への届け出がない、または警察に受理されない盗難・事故
- (5) 事故現場から営業店への連絡を怠った場合
- (6) 度重なる破損等を、当社へ連絡なく放置して使用し続けた場合
- (7) 事故及びその他の損害を証明する書類がない場合（損害写真・見積書原本など）
- (8) 始業点検を怠った使用による損害
- (9) 運送中、積載方法の不備により生じた破損
- (10) 本来の使用方法を著しく逸脱した使用方法により生じた事故の損害（用途外使用）
- (11) 通常の使用結果として生じる損耗（ワイヤーロープ・ライト等の管球類等）
- (12) 荷台に新たな装置等が取付けられるなどの加工が施され積載重量・荷重バランスが損なわれ生じた事故による損害 (12) 例
- (13) 作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損（吹きつけ作業による塗料、モルタル等の付着）
- (14) トンネル工事、地下工事、採石工事、船上作業等あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予測できる現場での損害
- (15) 安全装置の解除・取り外して作業をしたり、高さ制限を超えた車載・転倒防止装置の不設置などにより発生した場合 (15) 例
- (16) 故障により生じた二次的損害
- (17) 期間を無断で延長して使用された場合の破損や盗難等の損害
- (18) 偶発的な事故によらない電気的故障または機械的故障による損害
- (19) 修理、整備作業における過失または技術の拙劣により生じた損害
- (20) 詐欺・横領、置き忘れ、紛失等にかかわる損害
- (21) 鍵の保管等、盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- (22) 戦争、変乱、革命、その他これらに類似の事変、または暴動によって生じた損害
- (23) 地震、噴火、津波等の自然災害による損害
- (24) 潮風や海の波しぶき等の塩害による錆損害
- (25) 核燃料物質・放射能等により汚染が生じた損害
- (26) 事故現場からの事故車の引き上げ代金及びレッカー代はお客様の実費負担とさせていただきます。
- (27) レンタル契約約款及びレンタカー貸渡約款の条項に違反して使用した場合

事例

- (1) 例-1 敷地内で荷台に積み下ろしする際に生じた損害
- (1) 例-2 クレーンや荷台を上げたままの状態に接触した際に生じた損害
- (1) 例-3 状況判断のミスや設置方法の不備による横転
- (1) 例-4 凸凹により燃料タンク・マフラー（浄化装置）等の損害
- (1) 例-5 駐車場の移動中におけるの損害
- (12) 例 積載処置の不備・積載規格以上による要因で荷崩が生じた損害
- (15) 例 機械性能（作業範囲・許容範囲等）の誤差・誤認により生じた損害

※ 修理期間が長期に渡るなどの場合は、別途休車損害費用を請求させていただく場合があります。

車両損害サポート特約制度は、当社が契約しております保険契約の範囲内で、保険法、その他の法令に従い提供されるものですので、あらかじめご了承ください。

ご注意！

速やかに事故報告書提出がなされないときはサポート特約制度の対象とならない場合があります。

なお、損害額がサポート特約制度対象額を超える場合、超過金額はお客様のご負担とさせていただきます。

◀3▶ 有効期間について

この制度は、レンタカーがお客様に引き渡され、お客様が同物件を受領された日に始まり、レンタカーが当社営業所等に返却された日をもって終了とします。

◀4▶ 申し込みについて

レンタカー申し込みと同時に、同制度の内容を確認して申し込みをお願いします。

◀5▶ サポート料について

（消費税別途ご負担頂きます）

| 対象車両 | サポート料 （日額） | 1事故ご負担金額 | |
|-------------------------------------|---------------|----------|----------|
| | | 部分損 | 全損・盗難 |
| ・軽トラック・トイレカー（e-BIO・BELED） | ご確認の上 | 200,000円 | 本体価格の10% |
| ・1tトラック・2tトラック・2tダンプ・2t三転ダンプ・2tクレーン | ご確認の上 | 200,000円 | 本体価格の10% |
| ・4tダンプ・4t三転ダンプ・4tトラック・4tクレーン | ご確認の上 | 200,000円 | 本体価格の10% |

※同一人物の重複事故発生の場合は、2回目：400,000円 3回目：特約制度適用不可とする。

※「全損」とは、事故による損傷が著しく、現状回復・修復ができないと当社が判断した場合。

◀6▶ サポート対象となる損害金額等

レンタカーに関する破損事故や盗難事故にかかる修理費用と修理に要した期間のレンタル料の合計金額、さらに盗難事故の場合は物件価格相当額が、本制度でのサポート対象となります。ただし、この案内書記載の「1事故ご負担金額」をお支払い頂きます。

◀7▶ 事故発生のときは

- ・ 負傷者の救護を第一に対応してください。
- ・ 人と車の安全を確保してください。
- ・ 所轄の警察に連絡してください。（届出のない事故については当社特約制度をご提供しかねます）
- ・ サポート対象の判断やその修理費用にかかわらず、ただちに当社へご連絡をください。
- ・ 追って速やかに事故報告書および必要書類のご提出をお願いします。

※事故発生後、緊急に物件の修理・修繕等を行われる際には、事前に当社へご連絡いただき、当社了承の上、着手されるようお願いします。

※この制度は、当社がお客様にレンタルしている物件にかかわる破損事故や盗難事故を対象としたサポート制度です。お客様が、レンタカーの使用またはその設置、保管等によって第三者に与えた人的・物的損害について賠償する制度ではありません。

※この制度は、当社独自の制度であり、サポート条件は予告なく変更する場合があります。ご不明な点は、最寄営業所の担当者にお問い合わせください。

